

裁判所法の一部を改正する法律案

【説明資料】

平成二十九年一月

法務省大臣官房司法法制部

資 料 目 次

- 1 修習給付金及び修習専念資金の金額について 1
- 2 修習給付金を受ける司法修習生の社会保険及び税務上の取扱いについて 6
- 3 司法修習生に対する分限・懲戒的措置について 10
- 4 裁判所法の一部改正法案の施行期日を平成29年11月1日とする理由 … 14
- 5 附則第2項から第4項までの規定について 15

修習給付金及び修習専念資金の金額について

1 修習給付金の額について

修習給付金は、①基本給付、②住居給付及び③移転給付から構成されており、その金額の概要は、以下のとおりである。

- ・① 基本給付 司法修習生に一律月額13.5万円
- ・② 住居給付 修習期間中に住居費を要する司法修習生に月額3.5万円
- ・③ 移転給付 旅費法の移転料基準に準拠

(1) 「①基本給付」について

日本弁護士連合会が第68期の司法修習生を対象に実施した「修習実態アンケート」によれば、以下のとおり、修習期間中に生活実費及び学資金として月額おおむね13.5万円程度の支出がされている。

(内訳)

①生活実費（合計約9.4万円）

- ・食 費（約4.0万円）
- ・交 通 費（約0.9万円）
- ・情報通信費（約0.9万円）
- ・水道光熱費（約1.0万円）
- ・就職活動費（約1.1万円）
- ・諸雑費（医療費・衣服費等）（約1.5万円）

※ アンケートに回答した全ての司法修習生の平均値。なお、食費及び水道光熱費については、回答中75%を占める住居費支出のある司法修習生の平均値。

②学資金（合計約4.0万円）

- ・学 習 費（約1.0万円）
- ・書 籍 代（約0.8万円）
- ・OA機器購入費（約1.2万円）
- ・勉強会参加費（約1.0万円）

※ 学習費についてはアンケートに回答した全ての司法修習生の平均値。勉強会参加費は、アンケート結果の交際費（2.7万円）のうち、業務時間外に庁舎や会議室等で行う弁護士等との勉強会の参加費用として日弁連が推計した金額。書籍代及びOA機器購入費は、法曹に必要な能力の修得に資する関連書籍・判例集等やパソコン本体・周辺機器等の初期投資費用を月割で按分した金額として、日弁連が推計した金額。

基本給付の額については、以上のような生活実費及び学習費等に関する司法修習生の生活実態（注1）のほか、法曹人材確保の充実・強化の推進等といった修習給付金制度の導入理由（注2）、貸与制との連続性（注3）、類似

の給付・貸付制度（別紙「生活費等の給付・貸付制度」参照）との均衡等を総合考慮した上で決定されたものである。

（注1）このほか、一般的な生活実態としては、総務省統計局が公表している平成27年度の「家計調査」によれば、単身世帯（全国の全世帯対象。ただし、学生の単身世帯等を除く。）の消費支出は合計約16.0万円（食費約4.0万円、住居費約2.0万円、水道・光熱費約1.2万円、交通・通信費約1.9万円、被服・履物費約0.7万円、諸雑費約1.4万円、教養娯楽費約1.8万円等）となっている。

（注2）法曹人材確保の観点から、日本弁護士連合会は、司法修習生に対する給付額として、大学院卒者の平均給与額と同水準を要望していたところ、厚労省「平成28年賃金構造基本統計調査」によれば、大学院卒者の平均給与額は23万1400円（男女計・初任給）である。

（注3）現行貸与制では、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金として、月額23万円（基本額）が司法修習生の希望者に貸与されている。後記2のとおり、修習給付金（基本給付額）と貸与額（基本額）を併せた額は23.5万円となる予定である。

(2) 「②住居給付」について

住居給付の額については、生活保護制度における住宅扶助額の全国平均（平成27年の単身世帯につき3万4,542円）等を参考に設定している。

(3) 「③移転給付」について

修習に伴う住所又は居所の移転につき、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第104号）が規定する移転料に準拠して支払われる（注4）。

（注4）具体的には、国家公務員の行政職俸給表（一）3級以下の職員（係長級以下）に準拠して計算される。例えば、福岡市居住の者が司法試験に合格して札幌修習となった場合、①福岡市→埼玉県和光市、②埼玉県和光市→札幌市、③札幌市→埼玉県和光市の3回分の移転料（計34万0500円）が支給されることになる。

2 修習専念資金の額について

修習専念資金については「司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金であつて、修習給付金の支給を受けてもなお必要なもの」として司法修習生の希望者に貸与することを予定しており、その額については月額原則10万円程度を想定している。

これは、司法修習生の修習実態等に鑑みたものであり、司法修習生の通常の支出のうち修習給付金では賄われない費用としては、前記の「修習実態アンケート」

ート」(日弁連)及び平成27年度の「家計調査」(総務省統計局)等によれば、以下のとおり、おおむね10万円程度が想定される。

(内訳) 合計10.2万円

- 8437
372
- ・ 社会保険料 (約1.6万円)
 - ・ 所得税・住民税等 (約0.5万円)
 - ・ 勉強会参加費を除く交際費 (約1.7万円)
 - ・ 奨学金返済費用 (約0.6万円)
 - ・ 教養娯楽費 (旅行費・月謝類等。ただし、書籍費を除く。) (約1.5万円)
 - ・ 理美容・嗜好品等 (約1.4万円)
 - ・ 自動車等関係費 (約0.7万円)
 - ・ 仕送り金 (約0.3万円)
 - ・ 家具家電・衣服購入費等 (約1.9万円)

※ 社会保険料は、平成28年度の国民年金保険料月額。所得税・住民税等は、修習給付金の金額水準に基づく所得税の試算値。勉強会参加費を除く交際費及び奨学金返済費用は、「修習実態アンケート」に回答した全ての司法修習生の平均値。教養娯楽費、理美容・嗜好品等、自動車等関係費及び仕送り金は、「家計調査」における単身世帯の消費支出の平均額。家具家電・衣服購入費は、修習の開始に伴って必要となる初期購入費用(家具家電10万円、衣服費15万円)を月割で按分した金額として、日弁連が推計した金額。

なお、現行貸与制では、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金として、月額23万円(基本額)が希望者に貸与されている。貸与制度は、修習給付金の創設に伴い、貸与額等を見直した上で併存することになるが、新制度の創設に伴って司法修習生の経済状況や生活実態に変更が生ずるわけではないから、現行貸与制下の貸与額そのものは引き続き相当性が認められる(注5)。現行貸与制下の貸与基本額である23万円から修習給付金の基本額である13.5万円を控除した金額とほぼ一致する10万円を修習専念資金の額とすることは、このような観点からも合理的といえる。

(注5) 第69期の司法修習生1,788名のうち貸与申請者は1,205名(67.39%)であり、貸与申請者のうち基本額である月額23万円の貸与を申請した者が894名(74.19%)である(このほか、月額18万円が51名(4.23%)。なお、月額23万円を基礎に、一定要件を満たして加算が認められた月額25.5万円が235名(19.50%)、月額28万円が25名(2.07%)となっている。)。司法修習生ごとに貸与を要する事情や用途は様々と思われるが、こうした実績に照らす限り、月額23万円程度が修習期間中の生活の基盤確保に一般的に必要な金額水準になっていると見ることができる。

以 上

○第68期司法修習生への修習実態アンケート集計結果(抜粋)

【実施対象】第68期司法修習生(アンケート送付数:1,975数)	
【実施時期】2015年7月15日から2015年9月4日まで	
【実施方法】配属地の弁護士会にて配布,回収	
【回答数】864通(回答率49.0%)	
【回答者の属性】	
○性別	男性72.5%, 女性21.4%, 無回答6.1%
○年齢	23歳以下1.3%, 24~26歳41.7%, 27~30歳36.1%, 31歳~35歳9.6%, 36歳以上9.8%, 無回答1.5%

◎住居費別の平均金額

住居費支出	支出あり	支出なし	合計
回答数(人)	594	196	790
住居費(円)	¥57,411	¥0	¥43,167
水道光熱費	¥10,329	¥1,292	¥8,185
食費	¥40,100	¥27,618	¥36,949
交通費	¥6,552	¥15,553	¥8,844
就職活動費	¥11,629	¥9,941	¥11,188
学習費	¥9,534	¥10,007	¥9,688
奨学金の返済	¥5,985	¥5,533	¥5,881
情報通信費	¥10,117	¥7,011	¥9,337
年金・各種保険料	¥13,076	¥10,395	¥12,376
諸雑費	¥15,138	¥15,942	¥15,359
交際費	¥27,219	¥26,876	¥27,177
住宅ローン・住民税, その他	¥6,997	¥10,296	¥7,965
合計	¥207,121	¥134,625	¥180,528

○平成27年家計調査報告(家計収支編) 総務省統計局公表(抜粋)

※1世帯当たり1か月間の支出(単身世帯)

住居	¥20,349
光熱・水道	¥11,667
食料	¥40,202
交通・通信	¥18,717
被服及び履物	¥6,512
教養娯楽	¥17,771
諸雑費	¥13,637
その他	¥31,202
合計	¥160,057

生活費等の給付・貸付制度

1 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業（高等職業訓練促進給付金等事業）

(1) 概要

母子家庭の母・父子家庭の父が「看護師」や「介護福祉士」等の資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活の負担軽減のため、「高等職業訓練促進給付金」等を支給

(2) 対象者

母子家庭の母・父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養し、以下の要件を全て満たす方

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にある
- ② 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、資格の取得が見込まれる
- ③ 仕事又は育児と修業の両立が困難

(3) 支給額

市町村民税非課税世帯:月額10万円（課税世帯:月額7万0500円）

(4) 支給期間

修業期間の全期間（上限3年）

2 保育士修学資金貸付等制度

(1) 概要

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士を養成確保する

(2) 対象者

厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設に在学する者

(3) 貸付額

- ・修学資金 月額5万円以内
- ・生活費加算 生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち、申込者の貸付申請時における貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内（月額約4～5万円）（市町村民税非課税世帯等に限り）

(4) 貸付期間

養成施設に在学する期間。ただし、貸付期間は2年間を限度とする。

(5) 返還免除の要件

卒業から1年以内に保育士登録を行い、修学資金の貸付けを受けた都道府県等の区域等における保育所等において5年間継続して保育士業務に従事した場合には返還免除

3 施設退所児童等に対する自立支援資金貸付制度

(1) 概要

児童養護施設等を退所した者であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいないなどにより、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者等に対し、家賃相当額や生活費の貸付けを行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援する。

(2) 対象者

児童養護施設等を退所した者又は里親等の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であって、大学等に在学する者・就職している者

(3) 貸付額・貸付期間

① 就職者について

- ・貸付額 家賃支援費として1か月の家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）（月額約4～5万円）
- ・貸付期間 退所又は委託解除後2年を限度として就労している期間

② 進学者について

- ・貸付額 家賃支援費として1か月の家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）（月額約4～5万円）＋生活支援費として月額5万円
- ・貸付期間 大学等に在学する期間

(4) 返還免除の要件

① 就職者について

就職から5年間就業継続したとき

② 進学者について

大学卒業後1年以内に就職、かつ5年間就業継続したとき

修習給付金を受ける司法修習生の社会保険及び税務上の取扱いについて

1 社会保険の取扱い

(1) 健康保険

- 国民健康保険に加入することになる(現行貸与制下の司法修習生と同じ。)
- なお、給費制下の司法修習生と同様に裁判所共済組合に加入できないかが問題となるが、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第2条第1項第1号は、国家公務員共済組合の組合員たる「職員」の範囲として、「常時勤務に服することを要する国家公務員」(「政令で定める者」、具体的には、同法施行令(昭和33年政令第207号)第2条第2項第4号所定の「国…から給与を受けない者」等を除く。)であることを前提としている。司法修習生は、国家公務員でない上、国から給与を受けない者であるため、同法第2条第1項第1号所定の「職員」には該当しない。
- 親族が健康保険に加入している場合、その被扶養者として健康保険の「被保険者」(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項)とならないかが問題となるが、修習給付金の支給を受けた場合、「主としてその被保険者により生計を維持するもの」(同条第7項)とはいいい難いことから、健康保険の被保険者には該当しない。

(2) 年金

- 健康保険と同様の整理により、国民年金の第一号被保険者(国民年金法(昭和34年法律第141号)第7条第1項第1号)に当たることになる(現行貸与制下の司法修習生と同じ。)

2 税務上の取扱い

(1) 所得税の課税の有無

- 修習給付金は、貸与金と異なり返済が予定されていない以上、所得税法上の「所得」に該当する。
- なお、修習給付金が非課税所得である「学資に充てるため給付される金品」(所得税法(昭和40年法律第33条)第9条第15号)に該当しないかが問題となり、この点は、国税庁担当者と協議中である(なお、これまでの法務省と国税庁の担当者協議では、修習給付金の金額規模等から、同号に該当する金品と直ちに解するには難しい面があるのではないかという指摘があった。)

(2) 所得の性格

- 仮に、非課税所得に該当しない場合、その性格(雑所得か給与所得か)が問題となる。この点も、国税庁担当者と協議することになる(これまでの法務省と国税庁の担当者協議では回答は得られていない。)が、修習給付金は、

基本的に雑所得に当たるのではないかと考えられる。すなわち、「給与所得」とは、雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいうところ、修習給付金は、労務提供の対価ではなく（給与とは明らかに性質の異なるものと整理されている。）、司法修習生の任用関係を雇用契約類似と整理することも容易ではないからである。

- 修習給付金について、雑所得となれば、その収入については確定申告を要することになる。

(3) 住民税の課税の有無

- 住民税も課税されることになる。修習給付金の金額規模からして、非課税要件は満たさないのが通常と考えられる。

(参照条文)

○ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

（被保険者）

第五条 都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。

（適用除外）

第六条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の被保険者としな

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による被保険者。ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者を除く。

二 （略）

三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）に基づく共済組合の組合員

四 （略）

五 健康保険法の規定による被扶養者。ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。

六 船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者

七～十一 （略）

○ 健康保険法（大正11年法律第70号）

（定義）

第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。

一～九 （略）

2 （略）

3 この法律において「適用事業所」とは、次の各号のいずれかに該当する事業所をいう。

一 次に掲げる事業の事業所であって、常時五人以上の従業員を使用するもの

イ～タ （略）

二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所であって、常時従業員を

使用するもの

4～6 (略)

7 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りではない。

一 被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、子、孫及び兄弟姉妹であつて、主としてその被保険者により生計を維持するもの

二 被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであつて、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

三 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であつて、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

四 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であつて、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

8～10 (略)

○ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職員 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条又は第八十二条の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）をいう。

二～七 (略)

2～4 (略)

○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）

（職員）

第二条 (略)

2 法第二条第一項第一号に規定する臨時に使用される者その他の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～三 (略)

四 国及び行政執行法人から給与を受けない者

○ 国民年金法（昭和34年法律第141号）

（被保険者の資格）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて次号及び第三号のいずれにも該当しないもの（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく老齢を支給事由とする年金たる保険給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（以下「厚生年金保険法に基づく老齢給付等」という。）を受けることができる者を除く。以下「第一号被保険者」という。）

二 厚生年金保険の被保険者（以下「第二号被保険者」という。）

三 第二号被保険者の配偶者であつて主として第二号被保険者の収入により生計を維持する

もの（第二号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち二十歳以上六十歳未満のもの（以下「第三号被保険者」という。）

2・3 （略）

○ 所得税法（昭和40年法律第33号）

（課税所得の範囲）

第七条 所得税は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得について課する。

一 非永住者以外の居住者 全ての所得

二 非永住者 第九十五条第一項（外国税額控除）に規定する国外源泉所得（以下この号において「国外源泉所得」という。）以外の所得及び国外源泉所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたもの

三～五 （略）

2 （略）

（非課税所得）

第九条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

一～十四 （略）

十五 学資に充てるため給付される金品（給与その他対価の性質を有するもの（給与所得を有する者がその使用者から受けるものにあつては、通常の給与に加算して受けるものであつて、次に掲げる場合に該当するもの以外のものを除く。）を除く。）及び扶養義務者相互間において扶養義務を履行するため給付される金品

イ～ニ （略）

十六～十八 （略）

2 （略）

（給与所得）

第二十八条 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。

2 給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする。

3・4 （略）

（雑所得）

第三十五条 雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。

2 雑所得の金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一 その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額

二 その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額から必要経費を控除した金額

3・4 （略）

以 上

司法修習生に対する分限・懲戒的措置について

1 分限的措置と懲戒的措置を法律上書き分ける理由

現行裁判所法第68条は「最高裁判所は、司法修習生の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる」と規定しており、法律上分限的措置（病気等による罷免）と懲戒的措置（修習の態度の不良等による罷免）につき書き分けていない（司法修習生に関する規則（最高裁判所規則第十五号）第17条及び第18条において書き分けている。）。

本改正法では、修習手当の創設に伴い、懲戒的措置により罷免された場合に限り、司法修習生に対するその償還を義務付ける制度を設けることとしているほか、下記2のとおり、司法修習生に対する実効的かつ柔軟な規律確保等の方策として罷免以外の懲戒的措置（戒告、修習の停止）を設けることとしているため、法律上も分限的措置と懲戒的措置を書き分ける必要がある。

そこで、裁判所法第68条を二項に書き分けた上で、第1項において分限的措置としての罷免を、第2項において懲戒的措置としての罷免等を規定することとした。

2 罷免以外の懲戒的措置を設ける理由

現在、司法修習生につき司法修習生たるに適しない非行があった場合であっても、罷免以外の懲戒的措置は認められていない。

したがって、現在では、司法修習生につき「罷免」することが適当とまではいい難い非行があった場合には懲戒的措置を課することができず、司法研修所長又は配属庁会の長らが注意や指導をするに止まっているところであり、懲戒的措置として「罷免」以外の処分を設けることによって実効的かつ柔軟に司法修習生の規律確保を行うための方策が必要となっている。

特に、修習給付金の創設に伴い、司法修習の確実な履践を担保することがより一層求められていることから、司法修習生に対する懲戒的措置として「罷免」以外の懲戒的措置を新たに設けることで、司法修習生に課せられる規律を明確化する必要が生じている。

そこで、司法修習生に対する懲戒的措置について、「退学」に対応する「罷

免」に加え、「停学」に対応する「修習の停止」（司法修習生の身分は保有するが、一定期間修習をさせない処分）及び「戒告」（その責任を確認し、及びその将来を戒める処分）を設けることとする。

なお、司法修習が司法制度の担い手たる法曹に必須の課程であり、修習内容も法曹に必要な能力等を養成するために高度に専門的であることなどに鑑み、司法修習生は修習期間中、修習に専念すべきものとされており、「修習の停止」を設けることにつき、かかる司法修習生の修習専念義務との関係が問題になる。

「修習の停止」は、前記のとおり、司法修習生の身分は保有するが、一定期間修習をさせない処分であり、その停止の期間については今後最高裁規則等で定められることになるが、その期間は短期間に止まることが予定されており、これによる当該司法修習生の司法修習の履践や法曹として活動を開始するに当たり必要な能力等の修得への影響は限定的である。かえって、これを反省・自戒の機会として、その後より一層司法修習に専念することが期待できるほか、当該司法修習生以外の周囲の司法修習生に対する教育的効果も期待できる。したがって、「修習の停止」は修習専念義務の趣旨と矛盾するものではなく、かえって修習専念義務の趣旨を貫徹することにつながる。

また、防衛大学生及び防衛医科大学生についても、自衛隊の隊員（自衛隊法（昭和二十九年六月九日法律第百六十五号）第2条第5項）として職務専念義務（同法第60条・具体的には教育訓練を受ける義務）を負い、かつ、修業年限が限定されている（防衛大学校については4年、防衛医科大学校については6年又は4年）にもかかわらず、自衛隊法上、退学・戒告と並んで停学の懲戒処分が設けられているところであり、修習専念義務を負い、かつ、修習期間（約1年）が限定されている司法修習生について裁判所法上「修習の停止」の処分を設けることについてはこの意味でも法制上特に問題はないと考えられる（注）。

（参考）懲戒処分の種類

- 国家公務員
免職、停職、減給、戒告（国家公務員法第82条）
- 防衛大学生・防衛医科大学生
退学、停学、戒告（自衛隊法第48条）
- 弁護士
除名、退会命令、業務の停止、戒告（弁護士法第57条）

（注）司法修習生は公務員そのものではないが、同じく非公務員であるいわゆる士業従事

者に対する懲戒処分については、弁護士に限らず、除名、業務の禁止ないし登録の抹消と並んで業務の停止と戒告とが規定されている例が多く（弁理士法第32条、税理士法第44条、公認会計士法第29条、司法書士法第47条、行政書士法第14条等）、除名ないし登録抹消のみを定めている例はない。

（参照条文）

○司法修習生に関する規則（最高裁判所規則第十五号）

第十七条 司法修習生で次の各号のいずれかに該当する者は、これを罷免する。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 破産者で復権を得ない者

第十八条 最高裁判所は、司法修習生に次に掲げる事由があると認めるときは、これを罷免することができる。

- 一 品位を辱める行状、修習の態度の著しい不良その他の理由により修習を継続することが不当であるとき
- 二 病気、成績不良その他の理由により修習を継続することが困難であるとき
- 三 本人から願出があったとき

○自衛隊法（昭和二十九年六月九日法律第百六十五号）

（定義）

第二条 （略）

2～4 （略）

5 この法律（第九十四条の七第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。

（職務に専念する義務）

第六十条 隊員は、法令に別段の定がある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。

2 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛省以外の国家機関の職若しくは独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くことができない。

○弁理士法（平成十二年四月二十六日法律第四十九号）

（懲戒の種類）

第三十二条 弁理士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、経済産業大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 二年以内の業務の全部又は一部の停止
- 三 業務の禁止

○税理士法（昭和二十六年六月十五日法律第二百三十七号）

（懲戒の種類）

第四十四条 税理士に対する懲戒処分は、次の三種とする。

- 一 戒告

- 二 二年以内の税理士業務の停止
- 三 税理士業務の禁止

○公認会計士法（昭和二十三年七月六日法律第百三号）

（懲戒の種類）

第二十九条 公認会計士に対する懲戒処分は、次の三種とする。

- 一 戒告
- 二 二年以内の業務の停止
- 三 登録の抹消

○司法書士法（昭和二十五年五月二十二日法律第百九十七号）

（司法書士に対する懲戒）

第四十七条 司法書士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長は、当該司法書士に対し、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 二年以内の業務の停止
- 三 業務の禁止

○行政書士法（昭和二十六年二月二十二日法律第四号）

（行政書士に対する懲戒）

第十四条 行政書士が、この法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、都道府県知事は、当該行政書士に対し、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 二年以内の業務の停止
- 三 業務の禁止

裁判所法の一部改正法案の施行期日を平成29年11月1日とする理由

- 1 今般の裁判所法の一部改正法案は、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行うものである。司法修習は、その期間が一年間となった新第60期（平成18年4月修習開始）以降、下記のとおり毎年11月下旬から翌年12月中旬までの間で行われているものであるところ、無用な混乱を避けるという見地からは、新たな制度への移行は、司法修習の開始という区切りに合わせるのが合理的である。したがって、改正法案の施行は、第71期司法修習生が修習を開始する平成29年11月とする必要がある。

もっとも、第71期司法修習については、これまでと同じく11月中に修習を開始することは決定しているものの、その具体的開始日までは確定しておらず、法文上の明確性の観点から、第71期司法修習の開始月の初日である平成29年11月1日を施行期日としたものである。そうすると、同日時点では第71期司法修習は開始していない公算が高く、他方で、第70期司法修習（12月13日終了予定）はなお継続中であるが、第70期司法修習と第71期司法修習の時期が一部重なることは確実であるから、いずれにせよ経過措置は必要となる。

- 2 なお、司法修習生に対する給費制を廃止し、修習資金の貸与制を導入することを内容とする裁判所法の一部を改正する法律（平成16年法律第163号）も、施行期日は、改正法が適用される司法修習の開始月の初日である平成22年11月1日とした上で必要な経過措置を置いている（なお、内閣提出法案である当初法案では、その施行期日は平成18年11月1日とされていたが、その後の議員修正により、施行期日は平成22年11月1日とされた。）。

（参考）過去5年分の修習開始日・終了日

	（修習開始日）	（修習終了日）
新第65期	平成23年11月27日	平成24年12月19日
第66期	平成24年11月27日	平成25年12月18日
第67期	平成25年11月27日	平成26年12月17日
第68期	平成26年11月27日	平成27年12月16日
第69期	平成27年11月27日	平成28年12月14日

（参考条文）

- 裁判所法（平成一六年一二月一〇日法律第一六三号）（抄）

附 則
（施行期日）

- 1 この法律は、平成二十二年十一月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生の給与については、なお従前の例による。

附則第2項から第4項までの規定について

1 新法・旧法の適用の整理

	施行日後に新規採用【71期】 (H29. 11～H30. 12)	施行日前に新規採用			
		再採用		【70期】 (H28. 11～ H29. 12)	【～69期】 (遅くとも H28. 12までに修 習終了)
		【71期】と して再採用	【70期】と して再採用		
修習 給付 金	あり (新法第67条の2)	あり (新法第67 条の2)	なし (附則第2項)	なし (附則第2項)	—
貸与	新貸与制 (附則第3項前段 ・新法第67条の3)	新貸与制 (附則第3項 前段・新法 第67条の3)	旧貸与制 (附則第3項 後段・旧法 第67条の2)	旧貸与制 (附則第3項後 段・旧法第67条 の2)	旧貸与制 (ただし返還の み) (附則第3項後 段・旧法第67条 の2)
懲戒	新制度 (附則第4項前段 ・新法第68条)	新制度 (附則第4項 前段・新法 第68条)	旧制度 (附則第4項 後段・旧法 第68条)	旧制度 (附則第4項後 段・旧法第68 条)	—

2 附則第2項について

この法律の施行後に採用された司法修習生については、施行後に再採用された者を含め、原則として新法第67条の2に基づき修習給付金を支給することを予定している。

ただし、通常の修習期間の修習を受けたが、試験（裁判所法第67条第1項。以下「二回試験」という。）に不合格となった後に再採用された者については、「その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間」（新法第67条の2第1項）を既に経過しているため、仮に再採用されたのがこの法律の施行後であった場合でも修習給付金は支給されない。

他方で、第70期司法修習生（平成28年11月～平成29年12月）については、新法第67条の2の規定に基づく修習給付金を支給することは予定していないが、施

行日時点では修習は終了していないため、新法が適用されないことを明らかにする必要がある。

そこで、附則第2項において「この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生」につき新法が適用されないことを明らかにしている（注）。

3 附則第3項について

この法律の施行後に採用された司法修習生のうち希望者については、施行後に再採用された者を含め、原則として新法第67条の3に基づき修習専念資金を貸与することを予定している。

ただし、二回試験に不合格となった者については、「司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間」（新法第67条の3第1項）を既に経過しているため、修習専念資金は貸与されない。

他方で、第70期以前の司法修習生の修習資金の貸与及び返還については、施行日時点で既に修習を終えている者を含め、旧法で規律することを予定している。そこで、このことを明らかにするため「新法第67条の3の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の修習資金については、なお従前の例による」と規定することとした。

4 附則第4項について

この法律の施行後に採用された司法修習生については、施行後に再採用された者を含め、新法第68条に基づき懲戒処分をすることを予定している。

他方で、第70期司法修習生の懲戒処分については、この法律の施行後も旧法で規律することを予定している。そこで、このことを明らかにするため「新法第68条の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生については、なお従前の例による」と規定することとした。

（注）附則第2項につき、附則第3項等と平仄をそろえる見地から、「この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生」ではなく単に「この法律の施行前に採用された司法修習生」との規定にすると、例えば、第70期司法修習生として採用されたが、妊娠出産等の理由で修習の途中で依願により罷免され（司法修習生に関する規則第18条第3号）、第71期司法修習の途中で再採用された者についてまで「この法律の施行前に採用された司法修習生」に該当することを理由に修習給付金を支給することができなくなり、同一修習期の司法修習生の取扱いに関して不合理な差別を設けることになってしまうので、適当ではない。

(参照条文)

○裁判所法（昭和二十二年四月十六日法律第五十九号）

第六十七条 （修習・試験） 司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

2 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十七条の二 （修習資金の貸与等） 最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金をいう。以下この条において同じ。）を貸与するものとする。

2 修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによる。

3 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたとき、又は修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十六条の規定は、適用しない。

4 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなつたときは、その修習資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

5 前各項に定めるもののほか、修習資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

○司法修習生に関する規則（昭和23年最高裁判所規則第15号）

第18条 最高裁判所は、司法修習生に次に掲げる事由があると認めるときは、これを罷免することができる。

1・2 （略）

3 本人から願出があつたとき。